

国民年金保険料のお知らせ

免除申請対象期間が拡大されます

【過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ】

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

4月からは、申請時点の過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあつた災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といえます）は、これまでは、申請時点の年度ま

たは前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

■申請方法は

土浦年金事務所または市役所に申請してください。必要な添付書類など、詳しくは、お問い合わせください。

◆ご注意ください◆

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、

通常納付ができるようになります

【障害年金受給などで法定免除を受けている方へ】

■これまでは

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といえます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていたました。

■4月からは

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、次の便利でお得な制度をあわせてご利用で

申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も、免除を受けられる場合があります。

きるようになります。

・保険料の口座振替（手間いらずで便利）

・保険料の前納（保険料の割引有）

・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

■手続き方法は

土浦年金事務所または市役所に申出書を提出してください。詳しくは、左記の手続き先までお問い合わせください。

申問 土浦年金事務所 ☎02

9・824・7121 / 伊奈庁

舎国保年金課 ☎58・2111

（内線1186）

くらしのQ&A

スマートフォンの無料アプリ

Q

スマートフォンの無料アプリをインストールする時の注意点を教えてください。（20代・男性）

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター
（谷和原庁舎1階） ☎25
3288

A

アプリケーション（以下アプリ）の中にはスマートフォンに登録された名前・電話番号・メールアドレス・位置情報・電話帳などの個人情報抜き取る「不正アプリ」があります。アダルト動画の無料アプリをインストールしたら、実は不正アプリで、後日、高額な料金を請求する電話があり、脅されたという相談も寄せられていますので注意が必要です。

「アクセス許可」は

慎重に

アプリをインストールする時は、通信会社の公式マーケットなどからインストールすることが大切です。ただし、念のため、アプリがスマートフォンなどの情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」画面をよく確認しましょう。

例えば、壁紙のアプリなのに位置情報や電話帳など、必要のない情報にアクセス許可を求めてくる場合は、許可をせずインストールを中止しましょう。